

## 大臣指示

本日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、  
新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正を踏まえた  
基本的対処方針の変更が行われた。

緊急事態宣言が継続する中、これを踏まえて、農林水産  
省として、**感染拡大防止**と**業務継続**を両立させる観点及び国  
民の皆様への**食料の安定供給**を図る観点等から、以下の6点  
を指示する。

- ① 引き続き、食品の**価格と流通の状況**を調査し、万が一、  
欠品等が生じた場合は、迅速かつ的確に対応すること。
- ② 飲食店ガイドラインの遵守徹底のための**見回り調査**を  
行うこと。
- ③ 農林水産業・食品関連事業者をはじめとした国民の皆様  
からの**相談に丁寧に対応**すること。
- ④ 地方自治体等と連携し、農林水産業・食品関連産業への  
**影響の把握**に努めるとともに、必要な**支援**を行うこと。
- ⑤ **様々なチャンネル**を活用して必要な情報を  
**積極的に発信**すること。
- ⑥ 出勤前の**検温や発熱等の症状**がみられるときの  
出勤自粛を引き続き徹底するとともに、  
**出勤回避**や**時差出勤**に積極的に取り組むこと。  
特に、**緊急事態宣言の対象区域**に所在する  
官署においては、テレワーク等により「**7割**」を目指して  
**出勤回避**に取り組むこと。